

蒸気機関車アイアンホース号への広告掲載  
及び自動販売機設置事業

公募型プロポーザル応募要領

令和7年2月  
小樽市総合博物館

## 目 次

1	事業名	1
2	事業の目的	1
3	事業の概要	1
4	総合博物館の概要	2
5	日程及び期限	2
6	参加資格	3
7	企画提案書等の提出	3
8	仕様書・様式等の交付方法	4
9	仕様書等に関する質問の受付及び回答	4
10	選定方法等	5
11	契約手続等	6
12	その他留意事項	6
13	提出先・問合せ先	6
14	評価基準表	7
15	各種様式	8

蒸気機関車アイアンホース号への広告掲載及び自動販売機設置事業に係る公募型プロポーザル方式の概要、選定方法、手続等の内容については、次のとおりとする。

## 1 事業名

蒸気機関車アイアンホース号への広告掲載及び自動販売機設置事業

## 2 事業の目的

小樽市総合博物館本館は、平成19年7月14日に開館し、小樽市の歴史と自然、北海道の交通史、科学技術をテーマにさまざまな活動を行っています。同館の屋内及び屋外展示場において、自動販売機の設置やそれに関連する蒸気機関車アイアンホース号のテンダー（炭水車）側面部への広告掲載を行っておりますが、改めて、当館の雰囲気や景観を配慮した清涼飲料水などの自動販売機設置と関連する広告協賛を行う事業者を募集します。

自動販売機及び広告は、設置場所周辺の雰囲気やイメージに影響を与えますので、総合博物館にふさわしい設置の仕方及び管理等が望まれますことから、公募により企画提案書等の提出を求め、最適な設置者を選定する、公募型プロポーザル方式を実施します。

## 3 事業の概要

### (1) 事業内容

①蒸気機関車アイアンホース号のテンダー（炭水車）側面部への広告掲載及び協力事業

②総合博物館本館の屋内及び屋外展示場における自動販売機設置及び管理

(2) 事業期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

(3) 所在地 小樽市手宮1丁目3番6号  
総合博物館本館の屋内及び屋外展示場（別添図面参照）

(4) 設置費 提案者負担

(5) 自動販売機 清涼飲料水の販売

- ・設置数：本館の屋内、屋外展示場に数台
- ・使用料：月額 1台 1,500円（年額 1台 18,000円）
- ・電気料：子メーター設置の上、実費負担

(6) 広告協賛 自動販売機に関連した協賛広告

- ・蒸気機関車アイアンホース号のテンダー（炭水車）側面（1300mm×2940mm）
- ・協賛料：自動販売機の売り上げの10%を下限とする。

(7) その他 工事等が発生する場合の費用等は提案者負担  
但し、撤退時には原状に復旧のこと  
上記以外の協賛・協力事業等

#### 4 総合博物館の概要

- (1) 所在地 小樽市手宮1丁目3番6号
- (2) 開館時間 午前9時30分～午後5時
- (3) 休館日 毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は直近の平日）  
年末年始（12月29日～1月3日）
- (4) 入館料金 中学生以下無料  
夏期：一般 400円 高校生、市内70歳以上の方 200円  
冬期：一般 300円 高校生、市内70歳以上の方 150円  
本館・運河館の共通入館券  
一般 600円 高校生、市内70歳以上の方 300円  
年間パスポート  
一般 1,200円 高校生、市内70歳以上の方 600円
- (5) アイアンホース号運行 原則4月29日～10月中旬  
敷地内「中央駅」から「手宮駅」間（約200m）を3～4往復
- (6) 入館者数（総合博物館本館） 令和2,3年度は新型コロナウイルス感染症により臨時閉館あり

年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入館者	101,490人	47,287人	46,152人	102,728人	96,989人

- (7) アイアンホース号運行状況 令和2,3年度は新型コロナウイルス感染症により臨時閉館  
令和5年度は車両故障により運行停止あり

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	385回	245回	96回	343回	257回
乗車人数	38,814人	7,230人	4,606人	29,375人	24,742人

#### 5 日程及び期限

内 容	日 程・期 限
プロポーザル公告	令和7年 2月27日（木）
仕様書等の交付	令和7年 2月27日（木）～ 3月13日（木）
質問の受付	令和7年 3月 7日（金）午後5時20分まで
質問の回答	随時（最終回答 令和7年3月10日（月）までに回答）
企画提案書等の提出期限	令和7年 3月13日（木）午後5時20分まで
ヒアリングの実施	令和7年 3月17日（月）
審査結果の通知	令和7年 3月21日（金）
委託契約の締結	令和7年 4月 1日（火）

## 6 参加資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 総合博物館の役割やイメージを理解し、自動販売機（清涼飲料水）の設置及び関連した協賛広告（蒸気機関車アイアンホース号のテンドー側面部）掲載を行うことができる事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4に該当しないこと。
- (3) 申込みをした日から決定の日までの間、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体、又はその団体に属する者でないこと。
- (5) 小樽市税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (6) 法人にあつては北海道内に本店、支店、営業所又は事務所を有し、個人にあつては小樽市内で事業を営んでいること。
- (7) 自動販売機の設置業務において、3年以上の実績を有し、かつ、過去2年間（令和5年1月1日～令和6年12月31日まで）に、国又は地方公共団体と2回以上の同種の契約実績を有していること。

## 7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類（小樽市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録のある申込者は、以下の③～⑦の提出を省略することができます。）

- ① 企画提案参加申込書 (様式1)
- ② 企画提案書 (様式2)
- ③ 登記簿謄本又は身分証明書
- ④ 決算報告書等
- ⑤ 誓約書 (様式4)
- ⑥ 小樽市税に滞納がないことの証明書
- ⑦ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

(2) 企画提案書等の記載事項

- ① 企画提案書（様式1）には、蒸気機関車アイアンホース号への広告掲載及び自動販売機設置事業仕様書を参照の上、別紙（任意様式）で下記の事項を提示すること。
  - 自動販売機設置業務の実績
  - 自動販売機の設置場所と台数
  - 自動販売機の取扱商品
  - 自動販売機の保守管理体制

- 広告協賛における仕様
- 広告掲載における協賛料等
- その他協賛及び協力事項
- 独自提案

③ 登記簿謄本又は身分証明書

- ・法人が申請する場合は、履歴事項全部証明書を提出してください。  
申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。
- ・個人営業者が申請の場合のみ本籍地の市区町村が発行する身分証明書を提出してください。申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。

④ 決算報告書等

- ・法人の場合は、申請時直近の1事業年度の貸借対照表、損益計算書等を提出してください。
- ・個人営業者の場合は、申請時直近1年分の所得税確定証明書（青色申告決算書又は収支計算書の写し）を提出してください。

(3) 提出部数

- ・正本は、上記(1)の①～⑦の構成で一式とし、1部提出すること。
- ・副本は、上記(1)の②～⑦の構成で一式とし、9部提出すること。  
※②企画提案書表紙は、正本1部のみ押印し、副本9部は複写とする。

(4) 提出期限

令和7年3月13日（木）午後5時20分まで

(5) 提出方法

持参による。

(6) 注意事項

提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。

## 8 仕様書・様式等の交付方法

小樽市ホームページからダウンロードすること。

<ホームページアドレス> : <https://www.city.otaru.lg.jp/>

## 9 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

(1) 受付方法

質問書（様式3）を、ファクシミリ又は電子メールで小樽市総合博物館へ送信してください。また、送信後に、電話で着信を確認してください。

（送信先及び確認連絡先は、「13 提出先・問合せ先」を参照してください。）

## (2) 回答方法

質問書への回答については、令和7年3月10日(月)までに行うものとします。

なお、質問者にはファクシミリ又は電子メールで回答することとし、併せてその内容については、小樽市ホームページに掲載することとします。

## 10 選定方法等

### (1) 審査体制

小樽市職員で構成する選定委員会(以下「委員会」という。)が、別紙に掲げる評価項目に従って審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者(次点)を選定します。

### (2) 審査方法

委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、評価項目をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者(次点)を選定します。

ただし、委員会で審査をした結果、合計点が一定の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者としません。

### (3) ヒアリングの実施

説明時間は1事業者につき15分程度(内容説明10分程度、質疑応答5分程度)を予定しています。内容説明は書面により行うようお願いします。

なお、詳細な日時、場所については後日お知らせします。

### (4) 評価項目

別紙「評価基準表」のとおり

### (5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ① 「6 参加資格」を満たさなくなった場合
- ② 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽があった場合
- ④ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ⑤ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つことなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑥ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑦ その他、委員会で本事業の遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合

### (6) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に文書により通知します。

なお、選定結果及び選考の経過についての問い合わせ、異議申し立てに対しては

応じません。

## 1 1 契約手続等

審査により選定した最適な提案者と地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。また、自動販売機の設置について、小樽市教育財産目的外使用許可手続きを行います。

## 1 2 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出及びヒアリング出席等、審査参加に要する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、受託業者の選定以外には使用しません。
- (3) 提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがあります。
- (4) 提出された提案書等は、返却しません。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とします。
- (6) 本業務に関して、提案者が1者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定します。
- (7) 提案書は、小樽市情報公開条例（平成18年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第7条各号の不開示情報を除き、開示の対象となります。ただし企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第7条第3号又は第5号の規定により、開示の対象としません。
- (8) 審査において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとします。また、本プロポーザルへの関わりがなくなった時点で、小樽市から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄してください。
- (9) 参加申込書等を提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面により市へ報告すること。

## 1 3 提出先・問合せ先

小樽市総合博物館 担当：藤田・國松

〒047-0041 小樽市手宮1丁目3番6号

電話：(0134)33-2523 FAX：(0134)33-2678

電子メール：[museum@city.otaru.lg.jp](mailto:museum@city.otaru.lg.jp)

## 評価基準表

事業の名称：蒸気機関車アイアンホース号への広告掲載及び自動販売機設置事業

評価項目		評 価				
		特に 優れて いる	優れ て いる	普通	やや 不十 分	不十 分
自動販売機設置 (配点 45)	自動販売機業務の実績 (配点 10)	10	8	6	4	2
	自動販売機の設置場所と台数 (配点 10)	10	8	6	4	2
	自動販売機の取扱商品 (配点 10)	10	8	6	4	2
	自動販売機の保守管理体制 (配点 15)	15	12	9	6	3
広告協賛 (配点 45)	広告協賛における仕様 (配点 15)	15	12	9	6	3
	広告掲載における協賛料等 (配点 20)	20	16	12	8	4
	その他 協賛及び協力事項 (配点 10)	10	8	6	4	2
独自提案 (配点 10)		10	8	6	4	2
評価の合計 100点		※合計 100 点満点中、50 点に満たない参加事業者については、契約の相手方候補者とししないものとする。(選定委員平均)				

## 企画提案参加申込書

令和 年 月 日

小樽市長 迫 俊哉 様

住所

会社・法人等名称

代表者職・氏名

印

蒸気機関車アイアンホース号への広告掲載及び自動販売機設置事業の公募型プロポーザル応募要領（以下「応募要領」という。）に記載されている事項を承諾の上、下記の事業に係る企画提案に必要書類を添えて参加申込みします。

また、応募要領に記載の参加資格要件を満たしていること及びこの申込書記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

○事業名 : 蒸気機関車アイアンホース号への広告掲載及び自動販売機設置事業

### 【 連絡先 】

担当者名 :

電話番号 :

FAX 番号 :

E-mail アドレス :

## 企 画 提 案 書

令和 年 月 日

小樽市長 迫 俊哉 様

提案者 住所

会社・法人等名称

代表者職・氏名

印

蒸気機関車アイアンホース号への広告掲載及び自動販売機設置事業の公募型プロポーザル応募要領に基づき、次のとおり企画提案書を提出します。

なお、提出書類のすべての記載事項に相違ないことを誓約します。

## 【提出書類】

企画提案書別紙【任意様式】

総括責任者

会社・法人等名称	
職名・氏名	
住 所	〒
電話番号	
FAX 番号	
E-mail アドレス	

## 質 問 書

令和 年 月 日

小樽市長 迫 俊哉 様

住所

会社・法人等名称

代表者職・氏名

蒸気機関車アイアンホース号への広告掲載及び自動販売機設置事業に係る公募型プロポーザルについて、下表各項目のとおり質問します。

質問事項	頁	質 問 内 容

※質問事項の例 … 仕様書、企画提案書、業務実施体制など

※A4用紙（片面）とし、必要に応じて複写して使用すること。

※質問内容は簡潔に記載すること。

## 【担当者連絡先】

所属

役職氏名

電話番号

電子メール

## 誓 約 書

小樽市長 迫 俊哉 様

私は、小樽市が実施する蒸気機関車アイアンホース号への広告掲載及び自動販売機設置事業に係る公募型プロポーザルへの参加申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、見積合わせ参加資格を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、小樽市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和 年 月 日

住所

会社・法人等名称

代表者職・氏名

印